

令和6年2月21日（水）

津島市建設産業部都市計画課（市川、竹内）
電話番号 0567-55-9627（ダイヤルイン）

＜議案名＞議案21号 津島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

1 改正内容

名古屋都市計画中部地区計画の都市計画決定に当たり、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境及び健全な住宅環境の確保を目的に、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築に係る最低敷地面積及び垣又は柵の構造の制限を定めます。

2 改正理由

中部地区（約4.2ヘクタール）は、昭和60年に土地区画整理事業を前提に市街化区域に編入しましたが、その際、土地区画整理事業の完了までは、乱開発を抑制するため、暫定的な取り扱いとして、建蔽率30パーセント、容積率50パーセントという土地利用に厳しい制限を設けました。

その後30年以上、土地区画整理事業は実施に至らなかったものの、ゆとりある住宅地として建築が進みました。

今後、快適で安全、より住みやすい居住環境に向けて、都市計画法の「地区計画」として地区のまちづくりのルールを定め、そのうえで行政と住民と協働してまちづくりを行っていくものとなります。

地区計画では、道路の整備方針のほか、その地区内で建築に係る最低敷地面積の実行性を確保するために建築基準法に基づく条例で、制限事項等を規定します。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 過去の経緯

平成28年3月30日 神守中町地区の都市計画決定（約23.5ヘクタール）

平成30年10月1日 神守下町地区の都市計画決定（約19.3ヘクタール）

令和2年10月1日 唐臼地区の都市計画決定（約25.4ヘクタール）